

「メンタルチェック@クラウド」サービス契約約款

「メンタルチェック@クラウド」サービス契約約款は、株式会社 J P R O N／日本メディメンタル研究所（以下「乙」という）の提供する「メンタルチェック@クラウド」を利用したストレスチェックの実施等（以下「本サービス」という）に関し、本サービスを利用する事業主（以下「甲」という）と乙との間で締結される本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」という）について定めるものとする。

なお、乙が乙のウェブサイト（<http://www.medi-mental.com/>）上で隨時掲載する本サービスの利用方法、サポート時間等の諸条件は本契約の一部を構成するものとする。

第1条（定義）

- (1) ストレスチェック 労働安全衛生法66条の10その他の関連法令に定める心理的な負担の程度を把握するための検査
- (2) メンタルチェック 本サービスのうち、第2条第1項（1）に定める部分
- (3) 「メンタルチェック@クラウド」 本サービスにおいて、メンタルチェックを実施するクラウドシステムおよび付帯する通信システム
- (4) 組織コード メンタルチェック@クラウドへアクセスするために必要なURLおよびID
- (5) 利用者 本サービスを利用して甲の責任において定めたストレスチェックを受検すべき者として、甲が組織コードのIDを通知し、本サービスを利用した甲の従業員（甲が派遣先事業主であり、受入れ派遣労働者に対してストレスチェックをする場合には、当該派遣労働者を含む。）およびその他の甲の構成員
- (6) メンタルチェック期間 甲乙間の本契約により定める、利用者が「メンタルチェック@クラウド」にアクセスしメンタルチェックを利用できる期間

第2条（本サービスの内容）

1. 乙は、甲に対し、ストレスチェックに関し、以下の内容のサービスを提供する。

- (1) ストレスチェックの実施
 - ① クラウドシステム（「メンタルチェック@クラウド」）を利用した、利用者に対するストレスチェック受検票の提供、回答の受付
 - ② ストレスチェック受検票の項目については、個別の契約で特に定めがない限り厚生労働省の指針により利用が推奨される「職業性ストレス簡易調査票」に定める57項目に限られる。また、調査票への回答や結果通知等は、SSL暗号化通信により実施する。

- ③ SMS配信サービスを利用した、「メンタルチェック@クラウド」にアクセスするためのURLの利用者への通知
 - ④ 利用者の回答に対する評価、および評価結果を踏まえた高ストレス者の選定、医師による面接指導の要否の判断
 - ⑤ 利用者個人に対する、ストレスチェックの結果の通知（具体的な内容は以下の通り。）
 - ・個人ごとのストレスの特徴や傾向を、数値、図表等で示したもの
 - ・個人ごとのストレスの程度を示したものであって、高ストレスに該当するか否かを示した結果
 - ・面接指導の要否
 - ・利用者のセルフケアに関する助言および指導（フィーチャーフォンを除くデバイスに限る。）
 - ⑥ 利用者からの面接指導申込みの受付（「メンタルチェック@クラウド」での通信によるものに限る。）および当該申込みについての甲への通知
 - ⑦ 面接指導を要すると判断された利用者に対する、面接指導申出の勧奨（「メンタルチェック@クラウド」での通信によるものに限る。）
 - ⑧ 利用者に対する、ストレスチェックの結果を甲に通知することについての同意確認および同意が得られた場合の甲への通知
- (2) 乙から甲に対するストレスチェック制度の導入、運営等に関わる下記各号の情報提供
- ① ストレスチェック制度導入に際し、本サービスについて必要な情報（ストレスチェック結果の評価方法、高ストレス者の選定方法・基準など、衛生委員会における調査審議に必要とされる事項等）の提供
 - ② 利用者の受検状況（利用者が入力した氏名、所属部署、生年月日、性別および受検日）
- (3) 利用者から受け付けたストレスチェックの結果の、甲全体についての集計・分析
- (4) 以下の記録の保管（保管期間は労働安全衛生規則その他の関連法令に従う。）
- ① 利用者が同意し、甲に提供したストレスチェックの結果
 - ② 利用者が同意せず、甲に提供しなかったストレスチェックの結果
 - ③ 上記（3）の分析結果
 - ④ 上記各号の保管期間中に本契約が終了した場合の取扱いについては、第24条2項および3項の定めによる。

2. 本契約において個別に定める場合には、乙は、甲に対し、以下の内容のオプションサービス（別途有料）を提供する。

- (1) 高ストレス者選定のための面談
- (2) 所属部署別のストレスチェック結果の集団分析
- (3) 職場環境改善策の提案

- (4) 面接指導の申出があった利用者に対する乙が指定する医師もしくは保健師、産業カウンセラー、臨床心理士による面接指導（平日 09:00～17:00 に限る。）
3. ストレスチェックに関し、以下の事項について乙は関与せず、甲の責任において実施する。
- (1) 利用者に対する本サービスの利用によるストレスチェック制度の説明、情報提供
 - (2) 本サービスを利用してストレスチェックを行うために「メンタルチェック@クラウド」にアクセスする ID 等の利用者への付与
 - (3) 本サービスの利用を前提とした衛生委員会での調査審議
 - (4) 本サービスの利用を前提としたストレスチェック制度の実施に関する規程の制定・周知
 - (5) 本サービスの利用を前提としたストレスチェック制度の実施の管理等の実務を担当する者の指名
 - (6) 利用者に対し、本サービスを利用してストレスチェックを受検するよう周知、勧奨すること
 - (7) 甲への面接指導の申出窓口の設置甲へ直接の面接指導申出の方法の利用者への周知
 - (8) ストレスチェック実施の結果や集団ごとの集計・分析の結果に基づく、職場環境改善のための措置、就業上の措置の検討、実施
 - (9) 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等の報告書を所轄労働基準監督署に提出すること

第3条（ストレスチェックの実施体制）

1. 本サービスによるストレスチェックの管理責任者は、乙の指定する者とする。
2. 本サービスによるストレスチェックは、乙に所属する医師、保健師により実施する。
3. 乙は、ストレスチェックの実施にあたり、利用者の回答に関するデータ入力、出力、集計その他の実施事務を第16条に定めるところにより第三者に委託して行わせる場合がある。

第4条（本契約の成立・利用申込み方法）

1. 甲は、本契約の締結に際し、乙が定める利用申込書に所定の必要事項を記入の上、乙または乙が本サービスの販売を委託する指定の販売代理店に提出して申込みを行い乙がそれを承諾した時点で本契約が成立したものとする。
2. 甲は、前項の利用申込書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに乙に通知しなければならない。この通知を怠ったことにより甲に生じた損害について、乙は一切の責任を負

わない。

3. 利用申込書に特約事項の記載があり、乙が特約事項の適用を承認した場合は、当該特約事項は本約款の定めに優先するものとする。

4. 乙は、本契約成立後、甲に対し組織コードを電子メールにて送信する。

第5条（組織コードの管理）

1. 甲および組織コードを付与された甲の従業員は、乙が発行する組織コードを、第三者に提供あるいは漏洩してはならず、適正に管理する義務を負うものとする。

2. 甲は、従業員に組織コードを付与するにあたっては、従業員に対し、前項の適正管理を遵守させるべき義務を負うものとする。

3. 甲または組織コードを付与された甲の従業員による組織コードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により甲、利用者および第三者に発生した損害に関しては、乙は一切の責任を追わないものとする。

4. 甲または組織コードを付与された甲の従業員が、本条第1項または第2項の義務に違反したことにより乙に損害が生じた場合には、乙は、甲に対してその損害賠償請求をすることができる。

第6条（約款の変更）

1. 乙は、本約款を隨時変更できるものとし、この場合には、甲および利用者の利用条件その他本契約の内容については、変更後の約款を適用するものとする。

2. 前項に基づく本約款変更の効力は、乙から甲に対して電子メールの送信、書面の郵送等の方法により変更内容を通知する場合には当該通知が甲に到達した時に、変更内容の効力発生日を明示して乙のホームページに記載した場合には当該効力発生日に、それぞれ生じるものと
する。

第7条（利用権の許諾）

1. 乙は、甲に対して、本契約の期間中における本サービスの利用権のみを許諾するものとし、本サービスおよびその他一切の派生物にかかる著作権、所有権その他いかなる権利も付与せず、甲はこれらの権利を第三者に譲渡できないものとする。

2. 甲は、本サービスの利用権について、第三者に譲渡、貸与その他いかなる権利の設定もできないものとする。

第8条（個人情報の取扱いおよび関連法令の遵守）

1. 乙は、本サービス遂行のため甲および利用者より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」を意味し、以下同じとする。）を本サービス提供目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとする。

2. 乙は、メンタルチェックにより知り得た利用者の秘密を、第三者に開示または漏洩しないものとする。また、利用者の個別の同意がある場合を除き、当該利用者のストレスチェックの結果を甲に通知しないものとする。

3. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守するものとする。

4. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第9条（契約の期間等）

1. 本サービスの契約期間は、利用申込書に記載の利用開始月（利用開始日が月の途中である場合、当該開始日から月末までをもって1ヶ月とする。）から12ヶ月後の当該月末日とする。

2. 当該期間満了の60日前までに相手方に対して文書もしくはメールによる更新拒絶の意思表示が無い限り、本契約は期間満了日の翌日からさらに12ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

3. メンタルチェック期間は、本契約により個別に定める。

第10条（一時的な中断および提供停止）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。

- ① 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- ② 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- ③ その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- ④ 甲、利用者、または第三者による不正使用が疑われる場合

2. 乙は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、甲に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。

3. 乙は、甲が第12条（乙からの本契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合、または甲が利用料金を支払わず、その他本契約等に違反した場合には、甲への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとする。

4. 乙は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して甲または利用者その他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

第11条（甲からの本契約の解約）

1. 甲は、解約希望日の60日前までに乙に文書に通知することにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとする。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が60日未満の場合、解約希望通知が乙に到達した日より60日後を甲の解約希望日とみなすものとする。

2. 甲は、前項に定める通知が乙に到達した時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを乙に支払うものとする。

3. 甲が乙に対し既に支払い済みの料金がある場合は、乙は、甲に対して当該料金の払戻しを行わないものとする。

第12条（乙からの本契約の解約）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲への事前の通知または催告を要することなく本契約の全部もしくは一部を解約することができるものとする。

- ① 利用申込書その他通知内容等に虚偽記入または記入もれがあった場合
- ② 支払停止または支払不能となった場合
- ③ 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- ④ 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき、または信用状態に重大な不安が生じた場合
- ⑥ 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

- ⑦ 本契約等に違反し乙がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
- ⑧ 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- ⑨ 本サービスの構成要素について、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルしたと乙が判断した場合
- ⑩ 本サービスの運営および提供を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為があつたと乙が判断した場合
- ⑪ 本約款または本契約の定めに違反した場合
- ⑫ その他前各号に準じる事由が生じたと乙が判断した場合

2. 甲は、前項による本契約の解約があった時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合は、乙が定める日までにしほらわければならない。

第13条（本サービスの廃止）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

- ① 廃止日の90日前までに甲に通知した場合
- ② 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

第14条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、個人情報漏洩、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約および本サービスに関して、乙が甲および利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の責に帰すべき事由により、または乙が本契約に違反したことが直接の原因で甲および利用者に現実に発生した通常の損害に限定されるものとし、損害賠償の額は当該利用申込書に基づき、乙または乙の販売代理店に甲が直近に支払った金額を超えないものとする。

2. 乙は、乙の責に帰す事ができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益については損害賠償の責を負わないものとする。

第15条（免責）

1. 乙は、本サービスに関して、以下の事由により甲および利用者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力による本サービスの提供不能
- ② 甲の契約する設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サー

ビスの不具合等甲の接続環境の障害

- ③ 乙が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- ④ 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- ⑤ 本サービス用設備のうち乙の製造に関わらないソフトウェア（O S、ミドルウェア、DBMS）およびデータベースに起因して発生した損害
- ⑥ 本サービス用設備のうち、乙の製造に関わらないハードウェアに起因して発生した損害
- ⑦ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- ⑧ ストレスチェックに関し、第2条3項に定める甲の責任でなすべき事項を甲が怠ったことにより生ずる一切の損害
- ⑨ 利用者がメンタルチェックにおいて虚偽の内容を入力したことにより生ずる一切の損害
- ⑩ 利用者の同意が得られず甲にメンタルチェックの結果を伝えられないことに起因して生ずる一切の損害
- ⑪ 乙のアドバイスおよび面接指導に対して利用者の同意・協力が得られないことに起因して生ずる一切の損害

2. 本サービスにおいて、乙が利用者に対して通知すべき事項がある場合、乙は利用者が本サービス利用時に入力したメールアドレスに、乙が当該通知すべき事項を発信した時点で、当該通知に関する義務および責任を免れるものとする。この場合、利用者の誤入力その他の原因により、当該通知が現実に利用者に届かなかつたことにより生ずる一切の損害について、乙は責任を負わないものとする。

3. 乙は、甲が本サービスを利用することにより甲または利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとする。

第16条（実施事務の委託）

乙は、甲および利用者に対する本サービスの提供に関する業務の全部または一部を、乙の判断により、事務の範囲を定めて第三者に委託することができる。この場合、乙は当該委託先（以下「委託先」という）に対し、第8条（個人情報の取り扱いおよび関連法令の遵守）のほか、当該委託事務遂行について本約款および本契約における乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第17条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、利用申込書に定めるとおりとする。
2. 利用料金算定の基礎となる利用人数は、本サービス申込時点の甲の従業員数によるもとする。
3. 前2項の規定に関わらず、甲および乙は、本契約において個別の合意により利用人数を定めることができる。

第18条（利用料金等の支払義務）

1. 甲は、第9条1項の契約期間について、利用申込書に定める利用料金およびこれにかかる消費税等を支払うものとする。同条2項による契約更新の場合も同様とする。
2. 契約期間において、第10条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中止、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等の支払を要する。
3. 第17条各項の規定に関わらず、乙または乙指定の販売代理店からの請求書記載の利用人数・部署設定数・事業所設定数（以下「利用数」という）と利用申込書記載の利用数が異なる場合は、実際の利用数を基に発行された請求書記載の利用数を正とする。

第19条（利用料金の支払方法）

甲は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等を、利用申込書に定める次の各号のいずれかの方法で支払うものとする。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料は、甲の負担とする。

- ① 請求書により決済する場合、乙または乙指定の販売代理店からの請求書に従い乙もしくは乙指定の販売代理店が指定する金融機関に支払うものとする。
- ② その他乙が定める支払方法により支払うものとする。

第20条（利用料金の改定等）

第9条2項により本契約が更新される場合において、更新時の利用数と第17条の利用数が異なる場合には、更新時の従業員数を基礎として本サービスの利用料金を改定するものとし、以後更新する場合についても同様とする。

第21条（利用人数が著しく多い場合の措置）

1. 実際の利用人数が利用申込書の人数を著しく上回ると乙が判断した場合には、乙は、甲

の承諾なく、本サービスの一時中断、提供停止および組織コード変更の措置を講ずることができる。

2. 前項の措置により生ずる一切の損害につき乙は責任を負わない。また、前項の措置に伴い発生する費用は甲が負担する。

第22条（自己責任の原則）

甲は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で利用者に対して損害を与えた場合、または利用者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

第23条（利用責任者）

1. 甲は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、利用申込書に記載して乙へ通知するものとし、本サービスの利用に関する乙との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとする。

2. 甲は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、速やかに乙に通知する。

第24条（記録の取扱いおよび知的財産権の帰属）

1. 第2条1項(4)に定める記録を乙において保管すべき場合、乙は、同各記録につき、乙が「メンタルチェック@クラウド」の保守管理を委託する業者（ISM認証を取得し、かつ、「医療システムの安全管理に関するガイドライン」に定める情報管理を履践できる者）が管理するサーバーにおいて保管する。

2. 乙が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、別途の契約に基づき乙がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、乙はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して一切責任を負わないものとする。

3. 本条1項の保管期間の途中に本契約が解除、更新拒絶等により終了した場合には、本条1項の規定に関わらず、以後、記録の保管は労働安全衛生規則その他の関連法令に則り甲の費用および責任において行うものとし、乙は、記録の保管義務を負わない。この場合の記録の取扱いは、本条4項5項の定めに従う。

4. 甲において保管すべき場合、乙は、同記録を出力した媒体を、利用申込書の連絡先に記載の住所（ただし、本契約において記録送付先を別に定める場合には、当該送付先住所）に送付するものとし、乙が当該住所に宛てて発送した時点で、乙は、記録の保管に関する義務、

責任を免れ、以後、同記録の保管、消去、廃棄により生じる一切の損害につき責任を負わないものとする。

5. 甲乙が別途に合意し、乙が記録を保管する場合は、記録保管に関する別途の契約締結するものとする。

6. 本サービスおよび本サービスを通じて乙から甲および利用者に提供される成果物に関する著作権等の知的財産権（著作権法27条および28条に定める権利を含む）は、すべて甲に帰属するものとする。

第25条（善管注意義務）

乙は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとする。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとする。

第26条（本サービス用設備等の障害等）

1. 乙は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、ホームページ等にその旨を掲載するものとする。

2. 乙は、乙の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧する。

3. 乙は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する乙および再委託先が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとする。

4. 上記各項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、甲および乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとする。

第27条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、特段の定めがない限り日本国法とし、甲および利用者と乙との間に生ずる争いは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2020年2月1日 現在

「Mental check@CLOUD」 terms and conditions